

「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」等の一部改正についての専決処分報告

健康福祉・医療委員会
平成 27 年 5 月 25 日
健康福祉局

1 趣旨

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が、平成 27 年 1 月 16 日付官報に登載され公布されました。本市においても、この省令改正に伴い介護保険サービスの基準を定める関係条例を改正する必要があり、平成 27 年第 1 回市会定例会に議案を上程し、議決をいただきました。

しかし、官報に登載された省令の誤りを訂正する「正誤表」が 3 月 17 日付官報に登載されたことにより、下記 2 条例を改正する必要が生じました。

省令の施行が 4 月 1 日であるため、条例改正後、同日に施行する必要があるため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認められたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、専決処分を行いましたのでご報告いたします。

2 市長専決により改正した条例

- (1) 「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」
(以下「地域密着型サービス基準条例」という。)
- (2) 「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」
(以下「地域密着型予防サービス基準条例」という。)

3 改正内容

(1) 「改正 1」について

改正箇所(①～④)は、小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準に関して、平成 25 年 4 月 1 日施行の旧条例では「介護支援専門員及び管理者が兼務できる施設等」を「第 6 項各号」に列挙していましたが、今回の省令改正(1 月 16 日付官報に登載)に伴い、新たに「表」が設けられたため、記載場所が「表の中欄」に移りました。(右の参考を参照)

省令改正により、「第 6 項各号」に列挙されていた施設等が、「表の中欄」に移ったため、条例改正にあたり「各号」を削除し「第 6 項」と文言を改め、議決をいただきました。

しかし、「第 6 項」という文言では、「表の全体」を引用していると解釈できますが、「表」の太枠で囲った部分のみを引用することが正しい内容となります。そのため、官報の「正誤表」のとおり、「表の中欄」を引用する文言に訂正する専決処分を行いました。

(2) 「改正 2」について

介護保険法施行規則改正に伴う条ずれに対応しました。

改正	【該当条例】 改正箇所(①～⑤)	条例改正の経過			概要
		平成 25 年 4 月 1 日施行	平成 27 年 3 月 20 日議決	平成 27 年 3 月 31 日専決処分	
1	【地域密着型サービス基準条例】 ①第 83 条第 10 項 ②第 84 条第 1 項 【地域密着型予防サービス基準条例】 ③第 45 条第 10 項 ④第 46 条第 1 項	第 6 項各号	第 6 項	第 6 項の表の当該小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の中欄 官報「正誤表」のとおり訂正	(変更内容) 介護支援専門員及び管理者が兼務できる施設等の記載場所が第 6 項「各号」から「表の中欄」(太枠内)に変更されたことに伴い、「表」の該当箇所を指す文言に訂正 (参考参照)
2	【地域密着型サービスの基準条例】 ⑤第 180 条	第 17 条の 10	第 17 条の 10	第 17 条の 12	・介護保険法施行規則の条ずれに対応

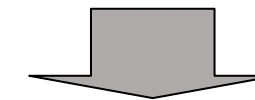
参考

<改正 1> 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員及び管理者が兼務できる施設等の記載場所の変更について

【1】平成 25 年 4 月 1 日施行の旧条例では、「第 6 項各号(第 1 号から第 4 号)」に列挙していました。

第 6 項「各号」

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設
(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)



【2】今回の省令改正(平成 27 年 1 月 16 日付官報に搭載)により、新たに設けられた「表の中欄」(太枠内)に移りました。

「表の中欄」

当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)(以下この表において「事業所等」という。)	介護職員
当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師 又は 准看護師